

令和5年度 横浜市保育所等利用案内

※この利用案内の他に、各区の利用案内等も必ずご参照してください。
各区役所こども家庭支援課で配布、もしくは各ウェブサイトでご覧いただけます。

この案内の保育所等とは、

- ①認可保育所 ②認定こども園（保育利用） ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠）等の施設・事業のことです。

この案内には、横浜市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

もくじ

はじめに（重要）.....P3	13 利用開始後の手続きについて.....P30
保育所等の利用手続きについて.....P5	14 利用者負担額等について.....P31
1 利用できる保育所等について.....P5	15 利用申請に関するQ & A.....P35
2 保育所等の利用申請ができる方.....P6	保育所等の利用にあたって.....P37
3 申請にあたっての同意事項（重要）.....P7	16 給食について.....P37
4 手続きの流れ.....P8	17 延長保育について.....P37
5 給付認定申請について.....P9	18 休日保育・休日の一時保育について.....P38
6 利用申請・締切日について.....P12	保育所等以外の保育サービス.....P39
7 市外の保育所等への申請・市外からの申請.....P14	19 横浜保育室について.....P39
8 申請にあたって確認していただきたいこと.....P15	20 幼稚園・認定こども園での預かり保育.....P40
9 申請に必要な書類.....P16	21 その他の保育サービス.....P41
10 利用調整について.....P20	その他.....P42
11 令和5年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する 基準（抜粋編集）.....P22	22 市立保育所の民間移管について.....P42
12 こんなときは必ず申請してください.....P28	23 保育所等の利用申請に関する情報.....P43
	24 お問合せ先.....P44

令和5年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和4年（2022年）4月2日～
1歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
2歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
3歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
4歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
5歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日



よこはま☆保育・教育宣言 ～乳幼児の心もちを大切に～

横浜市は、保育・教育施設の職員が、何を大切に乳幼児期の子どもたちと日々関わるのかの基本となる「よこはま☆保育・教育宣言」を令和2年3月に策定しました。

市内全ての保育・教育施設では、日々の保育の中で、それぞれの子どものよさや可能性に気づき、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるように取り組んでいます。

<共有したい子どもの姿・方向性>

～今と未来を生きる子どもを育みます～



乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。

持続可能な社会の実現に向けて、自らアイデアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするような、創造的な思考を身につけることができるように、子どもたちの可能性を伸ばしていきます。

子どもたちが自分によさを認識し、可能性を信じていることができるよう、保育者は温かいまなざしを向けます。そして、子どもたちが自分では表現できない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに寄り添って一人ひとりを尊重します。

宣言1 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

- (1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。
- (2) 子ども一人ひとりを受け止めます。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。

宣言2 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

- (1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。
- (2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。
- (3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。

幼保小の連携 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

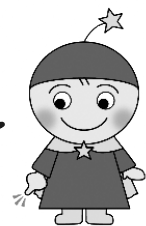
- ・乳幼児期の「学びの芽生え」は小学校低学年の「自覚的な学び」の基盤になります。
- ・保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

「よこはま☆保育・教育宣言」は、横浜市ウェブサイトでご覧いただけます。
(表示の検索ワード、二次元コードよりアクセスしてください)



【二次元コード】

保護者のみなさんにも見てほしい動画があります！



よこはま☆保育・教育宣言
PRキャラクター
宣言星人 ぴかりん

保育・教育の質向上 横浜市

検索

はじめに（重要）

1. 保育所等とは

- 保育所等は、保護者の方が就労などの理由により、お子さんを家庭で保育ができない時間について、保護者の方に代わって、お子さんの保育を行う施設です。保育所等は、保護者の方と一緒に子どもたちを育てていきますので、子育てについてお困りのこと、不安なこと等があればご相談ください。
- 保育所等は、市や国の定めた基準のもと、それぞれの理念で保育を行っています。そのため、行事の有無や実施方法、利用料以外に必要な費用についても施設によって異なります。申請する前に、利用を希望する保育所等を見学し、通園にあたっての利便性や施設設備、保育に対する考え方等が保護者の方と合っているかなどをご確認ください。
また、保育所等を実際に利用する際は、各保育所等が作成している重要事項説明書への同意が必要です。重要事項説明書には、保育所等での生活における留意点、保護者の方にお願したいこと、利用料以外の費用などについて書かれています。入園後に、想定と違ったということのないよう、申請する前などに、事前にご確認いただくことをおすすめします。
- 保育所等に通り始めてから、ご家庭でお子さんの体調がすぐれない、またはいつもと様子が違うなどの状況があれば、保育所等にお知らせください。また、保育所等は、子どもたちが集団で生活する場であるため、保育中の急な発熱・下痢等、お子さんの体調の変化によっては、早めのお迎え等のご連絡をすることになっていきますので、速やかなご対応をお願いします。

2. 保育所等の見学

申請の前に原則、利用を希望する保育所等を見学し、利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認してください。見学については、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

3. 利用料以外の費用、給食等の保護者負担（※保育所等へ確認してください。）

- **利用料以外の費用負担**
認定こども園では、利用料（P31）のほかに入園料等の負担があります。それ以外の保育所等でも、制服や遠足、給食などの費用として、利用料以外の実費負担が発生する場合があります。
- **地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）の給食（P37）**
地域型保育事業での給食では、施設内での調理または外部搬入した食事を提供します。ただし、家庭的保育事業では、お弁当を家庭から持参していただくことがあります。

4. 短縮（慣らし）保育について

短縮（慣らし）保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。短縮保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等へ必ず確認してください。

なお、利用開始日より前に短縮保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

5. 土曜日の共同保育について

他の保育所等と共同で土曜日の保育を行っている保育所等があります。

そのため、土曜日の保育は他の保育所等を利用していただく場合等がありますので、見学の時などに、利用を希望する保育所等へお問い合わせください。

6. お子さんの健康状態について

食物アレルギー、発育・発達の遅れ、障害や医療的配慮など、お子さんの健康の状態について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、「利用申請書（保育所等用）」の裏面にあります「申請児童の健康状態等」にその旨を記載してください。

7. 特別な支援を必要とするお子さんについて

- 特別な支援を必要とするお子さん

障害や重い食物アレルギー、発育・発達の遅れなどその他気になることがあるお子さんは、**申請の前に必ず**、利用を希望する保育所等にご相談ください。また、申請書類をご提出いただく際には、希望する保育所等への相談状況について確認しますので、お子さんの状態について「利用申請書（保育所等用）」にご記入いただき、お住まいの区の区役所こども家庭支援課の窓口へお越しください。

※ 事前予約や相談日が指定されている等、区によってご案内が異なりますので、必ず各区の利用案内等もご確認ください。

- 医療的ケアを必要とするお子さん

事前に園と受入れの調整を行う必要があるため、**申請の前に必ず**、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に電話またはFAXでご相談ください。今後の手続きの流れ等をご説明します。

※ 「医療的ケアが必要なお子様の保育所等の利用に関するご案内」は横浜市ウェブサイト（P43【利用案内・様式のダウンロードなど】）でご案内しています。

保留児童対策タスクフォースによる分析結果等を公開します

令和4年4月の利用調整において保留となった方について、横浜市では「保留児童対策タスクフォース」を立ち上げ分析を行いました。分析の結果と、その結果から見てきたことをウェブサイトで公開します。

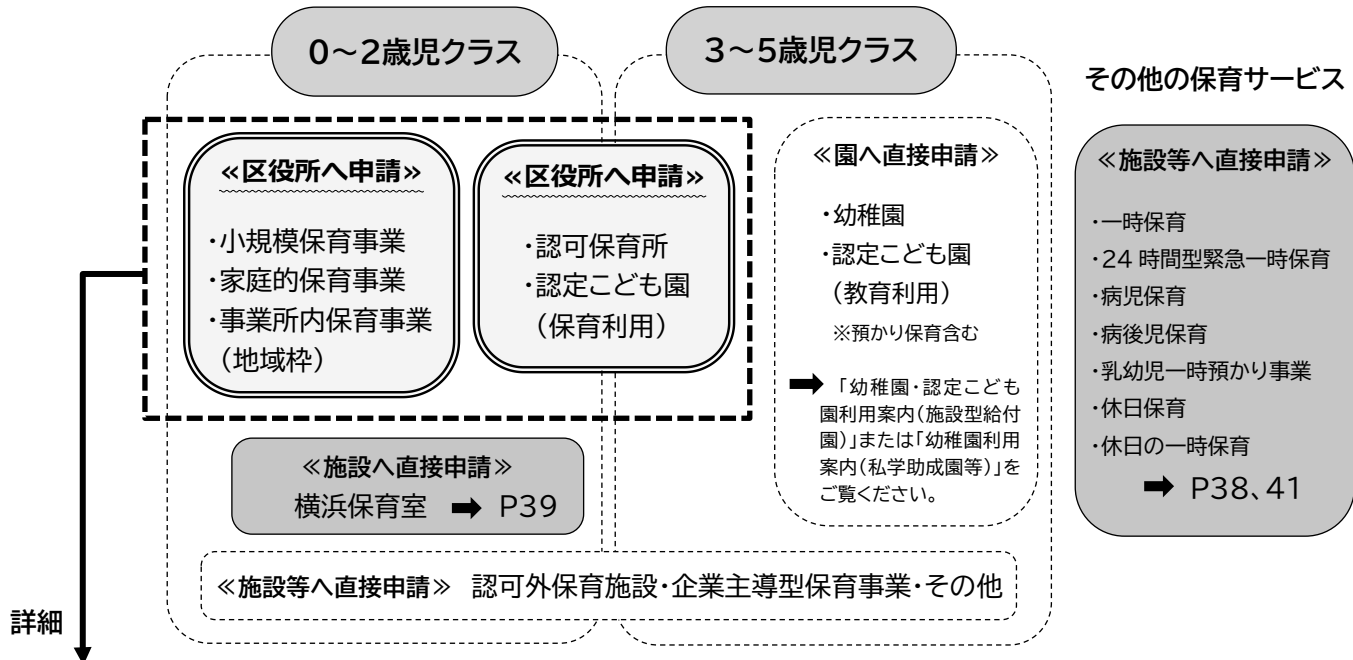
保育所等を選ぶためのヒントにもなる内容となっていますので、是非、ご覧ください。



横浜市 保留児童対策タスクフォース

検索

1 利用できる保育所等について



保育所等		対象年齢	定員	の 利用 料 算 定	利用料 (P31~34)	給食 (P37)
認可保育所 …保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育所には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。		0～5歳児	20名以上	市民税を基にきょうだいや区分や保育必要量を踏まえ決定	0円～77,500円 ※認定こども園は入園料がかかる場合があります。	3歳未満児は主食と副食の完全給食、3歳以上児も完全給食を実施していますが、副食給食のみを実施している保育所等もあります。
認定こども園（保育利用） …教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。						
地域型保育事業	小規模保育事業 …低年齢児に特化した定員が比較的小さな施設です。保育士とお子さんの距離が近い環境でじっくりと向き合い、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施しています。	0～2歳児	6～19名		0円～58,100円	原則、施設内で給食調理（一部外部搬入あり） ※家庭的保育事業は、お弁当持参の場合もあります。
	家庭的保育事業 …家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育します。		3～5名			
	事業所内保育事業（地域枠） …会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。		各事業所内施設による			

- ※ 上記以外にも、環境や保育内容は各保育所等により特色があります。
- ※ 利用料以外に、制服代、遠足代等の実費負担がかかる場合があります。詳細については各保育所等にお問い合わせください。

《地域型保育事業の卒園児の進級先について》

上図の地域型保育事業の各施設は、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定します。連携施設は、地域型保育事業に対し、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の進級先の確保」等の支援を行います。連携施設は変更される場合があるため、各施設または保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に確認してください。

連携施設への進級の対象となるのは、9月30日に在籍し、翌年3月末に卒園となるお子さんです。連携受入枠より進級希望者が多いときには、進級希望者の中で利用調整等選考を行います。また、連携施設に進級せず、他の保育所等を申請する場合には、ランクを1つ引き上げ、調整指数に5を付与して利用調整します。

2 保育所等の利用申請ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用申請することができます。(P22、23)

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき(求職中) ^{※2}	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき ^{※3}	最長、就学前まで

月 64 時間以上の条件がある事由について

1 週の時間をひと月の時間に換算する必要がある場合は、【1 週の時間×4.3 倍】とします。

(例) 1 週の就労時間が 15 時間の場合、ひと月の就労時間は、64.5 時間(15 時間×4.3 倍)となります。

※1 出産事由の認定の有効期間について

出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

(例) 出産予定日が9月6日の場合、「出産予定日から起算して8週間後の日の翌日」は11月1日であるため、認定有効期間の終期は11月30日となります。

※2 求職中の認定について

認定基準を満たすことを証明する書類(月64時間以上就労することを証明する「就労証明書」等)を提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育所等が利用できなくなります。

※3 育児休業中に利用申請(転園申請含む)される方へ

- 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。
- 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。(地域型保育事業等の卒園児が、他の施設に進級後も育児休業中の利用継続を希望する場合を除く。)
(例) 4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日までの間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。
- 復職証明書は復職後に就労先事業者等に記入してもらった上で、復職後2週間以内に提出してください。
- きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの保育所等の利用が決まった場合でも復職が必要です。

3 申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請・利用申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

共 通

- 給付認定申請及び利用申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜市保育所等利用案内を確認した上で申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査及び利用調整のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は（提出書類の偽造・改ざん等を含む）、横浜市が給付認定及び利用又は利用の内定を取り消すことがあります。

給付認定申請

- 給付認定申請書に記載されている項目は、児童福祉法第 24 条第 3 項に基づく保育所等の利用調整に利用することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法第 16 条（第 30 条の 3 により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 子どものための教育・保育給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
- 令和 5 年 4 月認定開始（変更）の場合、給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請については、令和 5 年 3 月末までに結果を通知します。年度途中の認定開始の場合、提出された給付認定申請については、利用調整の結果と同時期までに結果を通知します。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要がある際には、当該認定を変更します。

利 用 申 請

- 福祉保健センター長が、利用申請に際して、利用調整に必要な申請に係る児童の保護者の市町村民税に関する情報について、横浜市が保有する課税台帳により調査を行います。また、他の行政機関等に必要な資料の提出を求めることがあります。

4 手続きの流れ

申請書類の提出

- 締切日までに、給付認定申請と利用申請を行います。
申請にあたっては、以下のページを確認してください。

P 7 申請にあたっての同意事項 P 9～11 給付認定申請について
P 12～14 利用申請・締切日について P 15 申請にあたって確認していただきたいこと
P 16～19 申請に必要な書類

- 利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。(P15(3))
- 申請中に、家庭状況や就労状況、保育所等の希望変更があった場合は、必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に必要な書類を提出してください。(P28、29)

「給付認定決定通知書」の交付

- お住まいの区の区役所こども家庭支援課から「給付認定決定通知書」が交付されます。

利用調整

※詳しくは P20、21 をご確認ください。

- 申請者の希望や保育所等の状況などにより、横浜市が利用調整を行います。

ご希望の保育所等に利用が決まった場合（利用内定）

- ご希望の保育所等の利用が内定した場合、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から「施設・事業利用調整結果通知書」が交付されます。

ご希望の保育所等に利用が決まらなかった場合（保留）

- 利用調整の結果、申請者数が受入可能数を上回り、ご希望の保育所等に利用が決まらなかった場合には、お住まいの区の区役所こども家庭支援課から「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（保留通知書）が交付されます。
- 保留となった場合は、希望の保育所等の利用申請者として登録され、利用が内定するまで、翌月以降も利用調整の対象となります。(令和6年3月まで)[※]
なお、令和6年4月以降も保育所等の利用を希望する場合には、改めて申請が必要となります。
[※] 利用希望保育所等の追加がない場合は、以降、保留通知書は交付されません。

保育所等との利用契約

- 必要な手続きなど、電話や郵便等で保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から案内があります。
- 保育所等から、利用する際に必要な事項の説明を受けてください。
- 「給付認定決定通知書」を保育所等に提示し、利用契約を結びます。(私立保育所は契約の手続きはありません。)

「利用料通知書」の交付

- 保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から「利用料通知書」が交付されます。
(令和5年4月利用開始の方は、3月下旬に交付される予定です。)

P 31～34 利用者負担額等について

保育所等利用開始

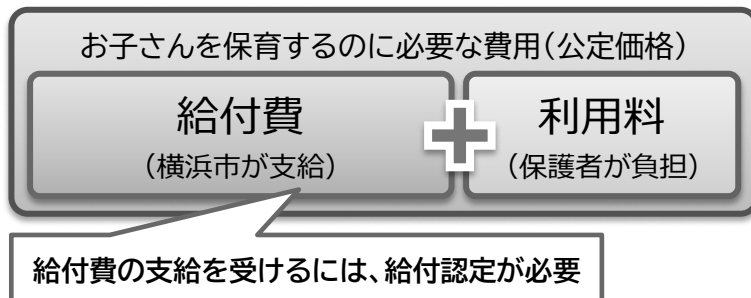
- 利用開始後のお手続きは、以下のページを確認してください。

P 28～29 こんなときは必ず申請してください。 P 30 利用開始後の手続きについて

5 給付認定申請について

(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）における「子どものための教育・保育給付」では、保育所等を利用する際に必要な費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用料を除いた額について、横浜市が給付費を保護者に支給します。（実際には、法定代理受領により、保育所等に給付費が支払われます。）給付費の支給を受けるためには、保護者が横浜市から子どものための教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受ける必要があります。



(2) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「② 給付認定保護者になる保護者（申請者）」欄に記載のある保護者が、「給付認定保護者」となります。下枠内に示しているように、すべての手続きは、「給付認定保護者」が行います。（保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。）

- 給付認定や保育所等の利用に関して申請（届出）する際、申請者（届出者）となります。
- 原則、書類内容等について確認等がある場合、「給付認定保護者」へ連絡をとります。
- 原則、申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「給付認定保護者」となります。
- 保育所等の利用契約の相手方となります。
- 原則、横浜市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- 利用料の支払義務が発生します。（口座振替は別の方の口座でも利用可能です。）
- 給付認定保護者を変更する場合には、必ず本人の同意が必要になります。

- ※ きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。
- ※ 一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際には、くれぐれもご留意の上、申請してください。（P29 参照）

(3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から30日以内に、給付認定決定通知書*が交付されます。ただし、令和5年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに提出された給付認定申請の結果は令和5年3月末までに交付します。

また、年度途中からの利用開始の場合は、利用調整結果と同時期までに給付認定申請の結果を交付します。

- ※ 給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由、保育必要量等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は、給付認定変更決定通知書が交付されます。紛失した場合は、各区役所こども家庭支援課へ申請することにより再交付が可能です。（子ども・子育て支援法施行規則の改正を受け、横浜市では原則、支給認定証を交付していません。支給認定証の交付を希望される方は、給付認定の決定後に各区役所こども家庭支援課に申請してください。）

(4) 認定区分

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第 19 条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第 30 条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第 19 条 2号認定／3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第 30 条の4 2号認定／3号認定	施設等利用給付認定	あり

教育・保育給付認定（ア、ウ）は、保育所等や幼稚園（施設型給付園）、認定こども園を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けするための認定です。保育の必要性がない場合には「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に認定区分が分かれます。

保育所等を利用するには、区分ウ「法第 19 条 2号認定／3号認定」を受けする必要があります。

(5) 保育必要量（保育標準時間、保育短時間）について

法第 19 条 2 号認定／3号認定では、給付費を支給する保育の量として「保育必要量」も認定します。保育必要量は「保育標準時間（1日11時間まで）」と「保育短時間（1日8時間まで）」に区分されます。例えば、月 120 時間以上（通勤時間等を含みます。給付認定申請書に正確に記入してください。）の就労・就学で保育を必要とする場合、保育標準時間に認定されます。

保育必要量（保育標準時間、保育短時間）は複数の事由を考慮し判定します。複数の事由を合わせて保育標準時間となる場合は、給付認定申請書に正確に記入してください。（それぞれの事由について、保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です。）

※ 保育の必要性の認定や保育所等の利用調整は主たる事由で行います。例えば、主たる事由が就労の場合、就労証明書等に記載された就労時間や就労実績（日数）等により利用調整のランク付けや調整指数の判定を行います。

保育を必要とする事由に応じた保育必要量

保育を必要とする事由	保育必要量
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき※ ¹	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 64 時間以上の場合）
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間（希望により短時間も可）
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	標準時間または短時間（申請による）
病人や障害者、要介護者を月 64 時間以上介護しているとき	標準時間または短時間（申請による）
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	標準時間（希望により短時間も可）
仕事を探しているとき（求職中）	短時間
大学や職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 64 時間以上の場合）
虐待や配偶者等からの DV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間（希望により短時間も可）
育児休業中に利用を継続しているとき	短時間※ ²

※¹ 月 64 時間（120 時間）以上の条件がある事由について、1 週の時間をひと月の時間に換算する必要がある場合は、【1 週の時間×4.3 倍】とします。

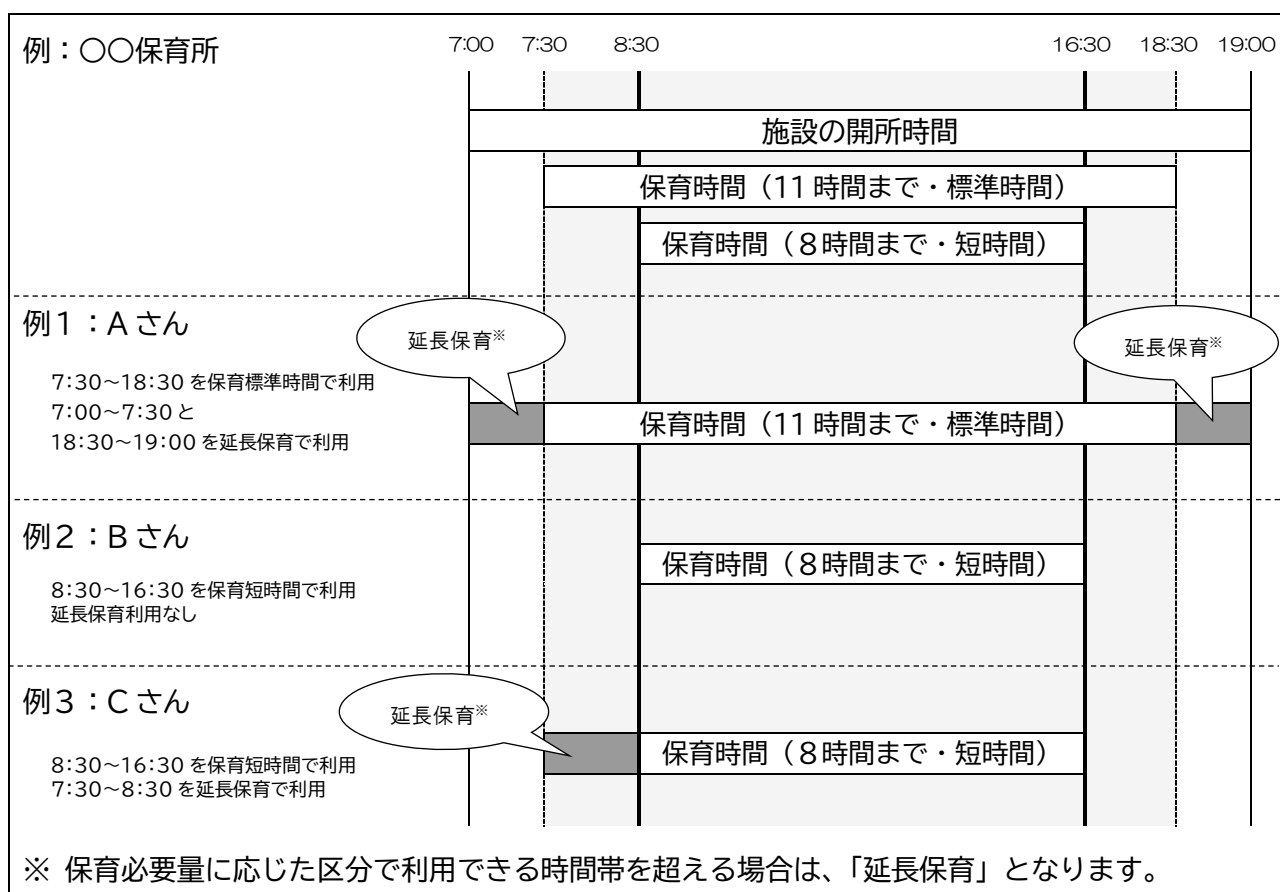
※² ただし、育児休業に係る子どもが多胎児の場合は、保育標準時間での認定が選択できます。

(6) 保育時間（保育所等を利用する時間）

開所時間帯および保育時間は、各保育所等で異なります。各保育所等にお問い合わせいただくか、各区の施設・事業一覧表で確認してください。「保育標準時間（1日11時間まで）」「保育短時間（1日8時間まで）」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育（P37）となります。

なお、認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの育成上の配慮の観点等から、保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。

《保育時間イメージ》



6 利用申請・締切日について

保育所等の利用を希望する方は、給付認定申請に加え、利用申請を行っていただく必要があります。必要書類（P16～19）をそろえてお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請してください。申請締切日は、保育所等の利用を希望する月により異なります。

なお、利用を希望する保育所等が複数の区にわたる場合でも、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に一括で申請してください。（利用内定後のお問合せや書類の提出は保育所等のある区の区役所こども家庭支援課までお願いします。）

横浜市の外の保育所等の利用を希望する場合、または横浜市外にお住まいの方で横浜市内の保育所等の利用を希望する場合は、申請方法及び締切日が異なりますので、P14を確認してください。

(1) 令和5年4月1日からの利用を希望する場合

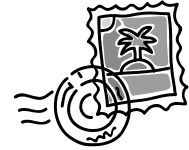
一次申請

原則、専用封筒による郵送申請（認定・利用調整事務センター宛）となります。

（郵送の記録を残したい場合には、特定記録郵便等の方法があります。）

郵送締切後は、各区の案内に従って窓口で申請してください。

郵送申請の場合



申請開始日	申請締切日（消印有効）
令和4年10月12日(水)	令和4年11月2日(水)

「認定・利用調整事務センター」へ郵送で申請された方には、「利用申請をされた皆様へ」を12月中旬までに郵送でお送りしています。

窓口申請の場合

受付について	申請最終締切日 ※希望園の追加や順位変更含む
受付方法等、各区でご案内が異なります。詳しくは各区の利用案内等をご確認ください。	令和4年11月16日(水)

二次申請

一次利用調整後、なお定員に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合などに、二次利用調整を行います。

一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。（詳しくは、P20を確認してください。）

二次申請は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課宛に提出してください。

申請開始日	申請締切日 ※希望園の追加や順位変更含む	申請方法	備考
令和5年1月4日(水)	令和5年2月10日(金)	郵送	締切日必着 ※ 郵送受付は行っていない区もあります。
		窓口	お住まいの区の区役所こども家庭支援課の窓口へ提出してください。

(2) 年度途中（令和5年5月以降）の利用を希望する場合

利用を希望する月により申請期間が異なります。利用開始日は原則、各月1日です。

郵送の場合は締切日必着、窓口の場合は締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請してください。

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和5年 5月	令和5年 3月 13日（月）	令和5年 4月 10日（月）
令和5年 6月	令和5年 4月 11日（火）	令和5年 5月 10日（水）
令和5年 7月	令和5年 5月 11日（木）	令和5年 6月 9日（金）
令和5年 8月	令和5年 6月 12日（月）	令和5年 7月 10日（月）
令和5年 9月	令和5年 7月 11日（火）	令和5年 8月 10日（木）
令和5年 10月	令和5年 8月 14日（月）	令和5年 9月 8日（金）
令和5年 11月	令和5年 9月 11日（月）	令和5年 10月 10日（火）
令和5年 12月	令和5年 10月 11日（水）	令和5年 11月 10日（金）
令和6年 1月	令和5年 11月 13日（月）	令和5年 12月 8日（金）
令和6年 2月	令和5年 12月 11日（月）	令和6年 1月 10日（水）
令和6年 3月	令和6年 1月 11日（木）	令和6年 2月 9日（金）

※ 土日・祝日は除きます。郵送受付は行わず窓口受付のみの区もありますので、受付方法は各区へお問い合わせください。

(3) 出生前に利用申請をする方 ※4月一次申請に限ります。

これから出産予定の方で、令和5年4月1日から0歳児クラスの利用を希望する方は、出生前に申請をすることができます。ただし、令和5年2月3日（金）までに産出し、令和5年2月10日（金）までに区役所こども家庭支援課に「出生後届出書」の提出が必要です。提出がなかった場合には、利用調整の対象にはなりません。詳しい手続きについては、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に確認してください。0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もありますので、注意してください。

申請書作成ツールがお使いいただけます！

一部の申請書類について、インターネット上で作成できるようになりました！

※ 作成にあたっては国が整備するマイナンバーポータルサイト「びったりサービス」を利用しますが、マイナンバーカードをご用意いただく必要はございません。



まずは横浜市ウェブサイトから、作成サイト（マイナポータル）にアクセス！ 申請する人の情報などを入力しよう。

もう手書きしなくても大丈夫！
パソコンやタブレットを使って
作れるようになったよ！

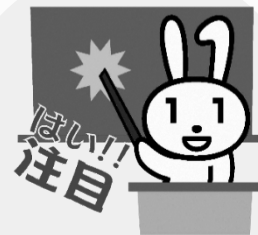


マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

次は申請書作成画面で、必要な情報を入力してね。



あとは印刷して必要書類と一緒に提出！作った申請書は保存もできて安心♪
入力した個人情報はサイト上に残らないよ！



詳しくは横浜市ウェブサイト(P43【利用案内・様式のダウンロードなど】)でご案内しています。

【お問い合わせ】マイナポータルについて…マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分（年末年始を除く）

7 市外の保育所等への申請・市外からの申請

(1) 申請日時点で横浜市内にお住まいの方で、横浜市外の保育所等の利用を希望する場合

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類 (P16~19) ・その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類 	遅くとも該当市区町村の申請締切日の <u>一週間前まで</u>	お住まいの区の区役所 こども家庭支援課の窓口 (郵送による申請はできません。)

※ 申請締切日やその他必要書類は、あらかじめご自身で希望先の保育所等のある市区町村に確認してください。

(2) 申請日時点で横浜市外にお住まいの方で、横浜市内の保育所等の利用を希望する場合

ア 利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がある場合

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類 (P16~19) ・横浜市に転入することが分かる書類 (P17) 	横浜市の申請締切日の <u>一週間程度前まで</u>	現在お住まいの市区町村

※ 申請締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。

利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定があり、横浜市に転入することが分かる書類 (P17) が提出できた場合には、利用調整上、横浜市内在住者と同等の取扱いとなります。また、4月申請については、一次利用調整からの対象となります。なお、提出できない場合は、イ 利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がない場合と同様の取扱いとなります。

イ 利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がない場合

4月申請の場合は、二次利用調整からの対象となります。

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類(P16~19) 	横浜市の申請締切日の <u>一週間程度前まで</u>	現在お住まいの市区町村

※ 申請締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。

- 横浜市内の保育所等の利用調整については、横浜市の基準に基づいて優先順位を判定するため、可能な限り横浜市の様式も提出してください。必要項目が確認できない場合、優先順位が下がる可能性があります。
- 横浜市に転入する予定がある方については、転入時に、横浜市で給付認定申請(利用申請中の方は、改めて利用申請)を行っていただく必要があります。

8 申請にあたって確認していただきたいこと

(1) 複数の保育所等を希望している場合

複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。内定後に他の保育所等を希望する場合には改めて申請が必要です。

(2) 利用申請中（保育所等の利用が決まっていない場合等）の変更の手続き（P28、29）

世帯の状況や保育を必要とする状況、利用希望保育所等、給付認定申請や利用申請の内容に変更があった場合には、手続きが必要です。お住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。変更の申請は、各月の利用申請締切日までに行ってください。申請を行っていただくことにより、利用調整のランク等が変更となる場合があります。

(例)・利用希望保育所等の追加や順位変更したい場合

- ・就労開始後の実績が記入された「就労証明書」の提出があった場合
- ・認可保育所等を利用する前に横浜保育室や認可外保育施設などの利用を開始し、「在園証明書」の提出があった場合

(3) 利用申請の必要がなくなった場合（利用希望保育所等を一部取り下げる場合も含まれます）

申請は年度内有効のため、利用申請の希望がなくなった場合は、申請の取り下げが必要です。

速やかにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を必ず提出してください。

利用開始月	取下締切日	
令和5年4月	一次申請	令和4年12月28日(水)
	二次申請	令和5年2月22日(水)
令和5年5月以降(年度途中申請)	各月の利用申請締切日(P13)	

(4) 利用申請中に横浜市外へ転出する方

横浜市外へ転出する場合、給付認定の取消と利用申請の取り下げが必要です。保育所等の利用を希望される場合は、転出先の市区町村で再度申請していただく必要があります。また、転出後も横浜市内の保育所等の利用を希望される場合は、4月申請については、二次利用調整の対象となります（一次利用調整の対象にはなりません）。なお、**転出先の市区町村での保育所等への利用申請の取扱いにつきましては、転出先の市区町村へお問い合わせください。**

(5) 令和4年度の申請と、令和5年4月の申請を両方している方

令和5年4月からの利用申請をした後、令和4年12月～令和5年3月からの利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和5年4月からの利用申請の取り下げが必要です。

(6) 転園申請をする方・転園申請をしている方

転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。

元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要となりますので、注意してください。

(転園が必要なくなった場合の手続きは、「(3) 利用申請の必要がなくなった場合」を参照してください。)

(7) 利用内定後に辞退する場合

保育所等の内定した後、やむを得ず辞退する場合には、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に「利用取消申請書」を速やかに提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかります。また、今後、給付認定が必要ない場合には、「認定取消申請書」を提出してください。速やかに手続きしていただくことにより、貴重な利用枠を他の申請者にご案内することができます。なお、改めて利用を希望する場合は、再度利用申請が必要です。

9 申請に必要な書類

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。なお、申請時の状況から、転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他世帯の状況に変更があった際には、別途手続きが必要です。(P28、29)

(1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書 兼認定内容確認票	必ず表・裏の両面を記入してください。
B 利用申請書（保育所等用）	
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	P19をご確認のうえ、用意してください。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なりますので、次の(2)の表を確認してください。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類 ※該当するすべての書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類
就労 雇用されている方 (内定の場合を含む) 自営業の方	就労証明書 ・必ず、裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと(重要)」を確認してください。 ・基準日の属する月の途中から就労開始の場合で、基準日から半年以内に他での就労実績がある方は、前職の就労証明書も提出してください。 ・基準日の翌日以降に就労開始の場合で、基準日時点で他での就労実績がある方は、前職の就労証明書も提出してください。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。また、タイムスケジュール等、1週間の勤務時間が分かる書類も提出してください。 ・横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。
出産 妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ ※横浜市の母子健康手帳はP4に分娩(出産)予定日欄があります。
病気が 保護者が病気・けがのとき	診断書等 医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害 保護者に障害があるとき	※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー 愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護 病人や障害者、要介護者を介護しているとき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等*のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール ・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
通学 保護者が学校に通っているとき	通園・通学証明書 タイムスケジュール ・通所(通学)先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
通学 保護者が学校に通っているとき	在学証明書 時間割の分かる資料 やむを得ず時間割表が提出できない場合はタイムスケジュール

* 証明書等の提出がない場合には、求職中と同等ランク(認定期間が3か月)の取扱いとなります。

* 様式および記入例は、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。(P43【利用案内・様式のダウンロードなど】)

* きょうだいで同時に申請を行う場合は、きょうだい人数分のコピーを添付してください。

* 地域型保育事業等を利用する児童が卒園後も育児休業中の利用継続を希望する場合には、P27を確認してください。

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類 ※該当する事項があるか、確認してください。

世帯の状況等	必要な書類	
横浜保育室、川崎認定保育園を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
	児童名・利用期間の分かる証明資料を提出してください。	
地域型保育事業、認可乳児保育所を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
	児童名・利用期間の分かる証明資料を提出してください。 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 ・横浜市内の地域型保育事業等を利用または卒園した方 ・横浜市で認定を受け、横浜市外の地域型保育事業等を利用または卒園した方	
上記以外（認可外保育施設、ベビーホテル、幼稚園等）を有償で週4日以上利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類 児童名・利用期間・利用頻度・利用料等の分かる書類を提出してください。 ※複数施設の利用で合計週4日以上になる場合は、各施設の証明書類が必要です。 ※一時保育や幼児教育・保育の無償化による保護者負担が0円の場合も含まれます。	
申請児童の弟、妹の産前産後休業、育児休業の取得により保育所・横浜保育室等を退園し、復職のため再度申請をする方	在園証明書等 利用期間の分かる証明資料を提出してください。 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 横浜市で認定を受け、認可保育所・認定こども園・認可乳児保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業等を退園した方	
地域療育センターを親子通園していることにより、就労日数が減少している場合（P27） ※きょうだい児が親子通園している場合も含まれます。	サービス等利用計画・障害児支援利用計画のコピーおよび 就労日数が減少していることの申立書	
申請日時点では横浜市外に住んでいるが、利用開始日の前日までに横浜市に転入する方（P14）	・賃貸契約書のコピー ・不動産売買契約書のコピー ・工事請負契約書のコピー 等 上記のうち、契約者氏名、横浜市への転入時期および転入後の住所が分かる資料を提出してください。	
出生前に利用申請をする方 ※4月一次申請に限ります。（P13）	母子健康手帳のコピー（表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ） P16の「(2) 保育を必要とすることを証明する書類」も提出してください。 ※横浜市の母子健康手帳はP4に分娩（出産）予定日欄があります。	
生計中心者が失業している場合 ※利用開始日の前1年以内の離職に限ります。	・離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・退職証明書のコピー 等 離職年月日の分かるいずれかの書類を提出してください。	
横浜市内在住の保護者が保育士、看護師等の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業で保育業務に従事または内定している場合（派遣職員は除く） ※対象となる施設・事業は、P24の「9 保育士等」を確認してください。	保育士証（または国家戦略特別区域限定保育士証）、看護師免許証、保健師免許証、助産師免許証、准看護師免許証、幼稚園教諭免許状のコピーおよび 保育士等就労に関する誓約書兼証明書 ※幼稚園教諭は、市型預かり保育または2歳児受入れ推進事業実施園に限ります。 ※地域型卒園児の育休利用継続の場合は、保育士等の優先的取扱いの対象外です。	
保育を必要とする事由が「介護」以外で、親族の介護を行っている場合	・介護を受けている方の障害者手帳等のコピー、 介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール	
同一世帯に障害児（者）等がいる方	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳のコピー
	国民年金の障害基礎年金等を受給している方	年金証書のコピー
	特別児童扶養手当を受給している方	手当証書のコピー
【施設・事業を利用する際に必要】 きょうだい児多子軽減の届け出をする方（P32(4)）	きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書）	

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、必要な書類を提出してください。
 (例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)
 証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

利用開始希望月	状況	必要書類
令和5年4月～8月利用希望の方	令和4年1月1日現在、横浜市に住民登録がない方 ・令和4年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市にない方 等	・令和4年度住民税(非)課税証明書 ※ 合計所得金額が分かるもの (令和4年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和4年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(給与所得以外の収入がある方(例:自営業の方等)) 令和4年度住民税納税通知書のコピー
	令和3年中に海外勤務期間がある方	・海外収入申告書【令和4年9月～令和5年8月利用料・利用申請用】 ・令和3年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和5年9月～令和6年3月利用希望の方	令和5年1月1日現在、横浜市に住民登録がない方 ・令和5年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市にない方 等	・令和5年度住民税(非)課税証明書 ※ 合計所得金額が分かるもの (令和5年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和5年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(給与所得以外の収入がある方(例:自営業の方等)) 令和5年度住民税納税通知書のコピー
	令和4年中に海外勤務期間がある方	・海外収入申告書【令和5年9月～令和6年8月利用料・利用申請用】 ・令和4年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、証明する資料を全て提出してください。
- ・申請締切日までに住民税(非)課税証明書等の提出がない方は、利用調整で劣後する場合があります。
- ・市民税が未申告の方は、利用料が最高階層(最高額)となります。また、利用調整で劣後する場合があります。収入がない方であっても、原則として市民税の申告は必要です。

(4) マイナンバーの提出について

保育所等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

≪提出書類≫

- | | | |
|---|---|---|
| (1) マイナンバー記入用紙
(2) 本人確認書類 ①番号確認書類
②身元確認書類 | } | 給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の分を提出してください。
(申請児童およびその他の方の書類は不要です。) |
|---|---|---|

※ 保育所等の申請書類と一緒に提出してください。既にご提出いただいている場合でも、新年度新たに申請される場合等、再度提出が必要です。

ア マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。)

イ 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認」と「②身元確認」)が必要です。

※ 提出の際の注意点

郵送申請の際は、「マイナンバー本人確認書類貼付台紙(郵送申請用)」に「本人確認書類のコピー」を貼付した上で、申請書類とともに郵送用封筒に入れてください。ただし、住民票の写しについては、原本を貼付してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。(コピーを用意していただく必要はありません。)

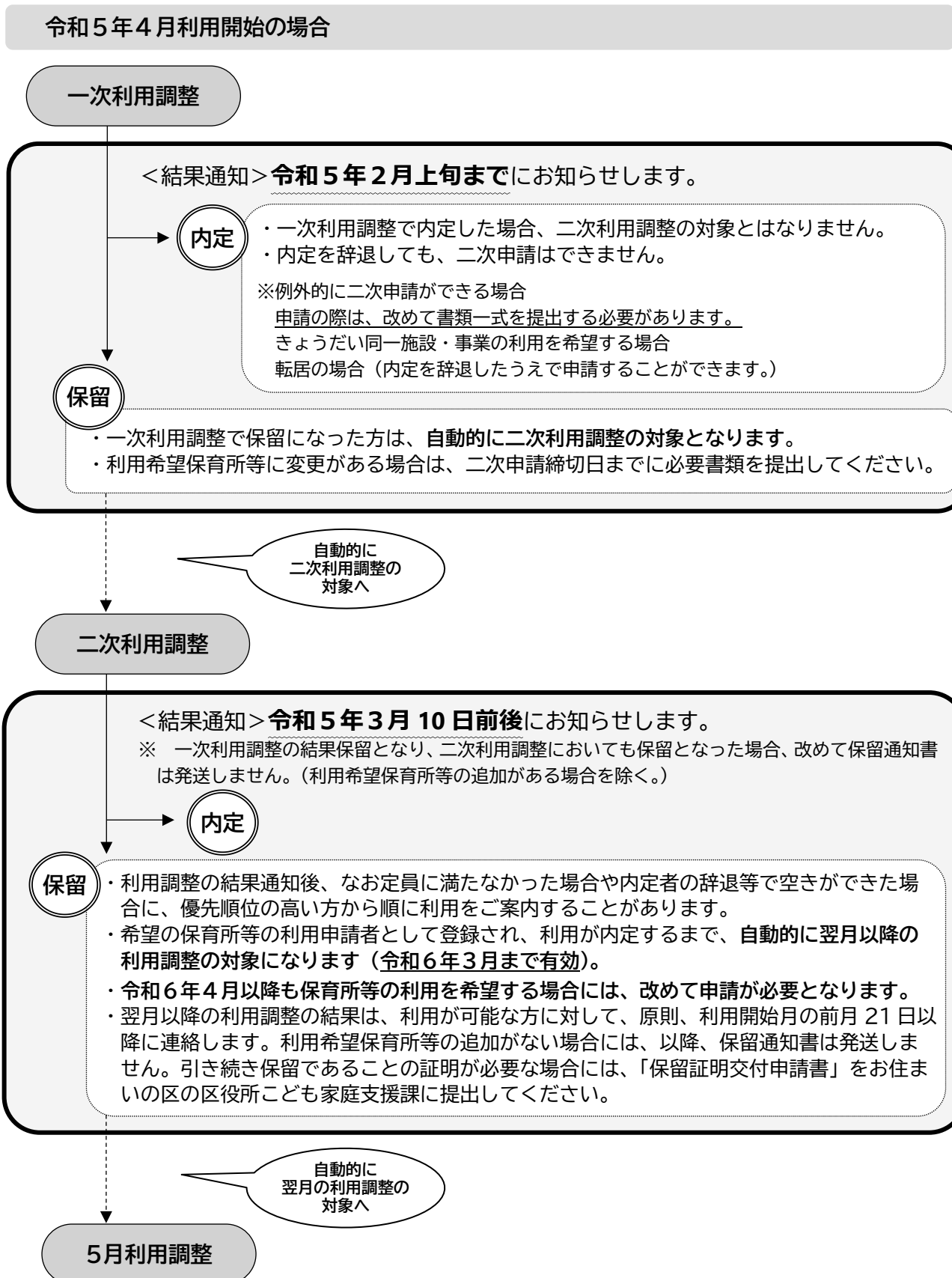
① 番号確認書類	いずれか1点	
	・マイナンバーカード(裏面) } 郵送申請の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを貼付 ・通知カード* } ・マイナンバーが記載された住民票の写し(または住民票記載事項証明書) ※通知カードの記載事項(住所、氏名等)が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。	
② 身元確認書類	1点で可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
郵送申請の場合 ① 顔写真 ② 氏名 ③ 生年月日または住所 が分かる面のコピー を貼付	・マイナンバーカード(表面) ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳) 等
	2点必要なもの A 2点 または A 1点とB 1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの	B 顔写真付の証明書 顔写真の掲載があるもの
	・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

10 利用調整について

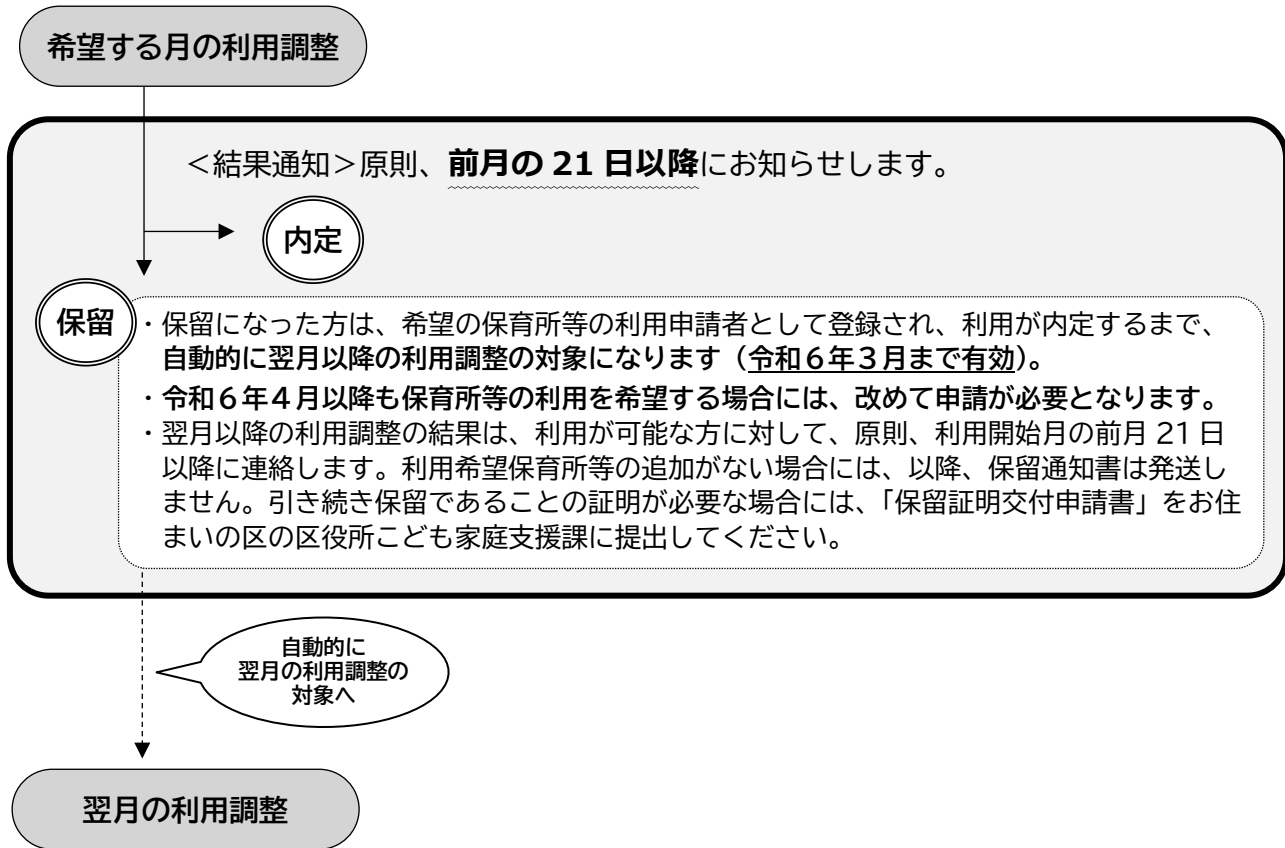
利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。調整にあたっては、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」(P24～27)に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。例えば、就労の場合、就労証明書等に記載された就労時間や就労実績(日数)等により利用調整のランクや調整指数の判定を行います。

利用調整の結果は「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果(保留)通知書」(以下、「保留通知書」)によりお知らせします。

(1) 利用調整の流れ



年度途中（令和5年5月以降）利用開始の場合



(2) 基準日について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。

もし、基準日以降に、保護者等の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど、世帯の状況が変わるまたはその可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。(P28、29)

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、下の表のとおりです。

利用開始月	基準日	
	令和5年4月	一次利用調整
二次利用調整		令和5年1月末日
令和5年5月以降	利用開始月（P13）の前々月の末日 例えば、6月からの利用を希望する場合、基準日は4月30日となります。	

11 令和5年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準(抜粋編集)

I 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の事由及び保育必要量の決定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月64時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として月64時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア 月120時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が妊娠中であるもの。 (2) 保護者が出産又は出産予定日の後8週間の期間にあるもの。 (3) 出産は妊娠85日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として月64時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病床の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月64時間以上付添をしているものを含む。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む。)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。

<p>7 保護者が、就学することを常態とすること。</p>	<p>(1) 保護者が原則として月 64 時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。</p>	<p>ア 月 120 時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。</p>
<p>8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1) に該当する場合を除く。）</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>
<p>9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p>	<p>(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組） (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p>	<p>保育短時間の区分とする。ただし、育児休業に係る子どもが多胎児の場合は、保護者の申請により、保育標準時間の区分とすることができる。</p>
<p>10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。</p>	<p>(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であり、進級時に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるもの。 (4) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p>	<p>福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>

II 利用調整の優先順位

申請児童について、次の「利用調整基準」「その他の世帯状況」により、ランクを判定し、利用調整の優先順位を定めます。

「利用調整基準」

父・母が保育できない理由、状況		ランク
(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

「その他の世帯状況」

<p>ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>
<p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者が失業している場合</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだい利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合</p> <p>(9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p> <p>※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。</p>

III 複数の児童が同一ランクで並んだ場合の利用調整の優先順位

同一ランクになった場合、「調整指数一覧表」に基づき指数を確定し、利用調整の優先順位を定めます。

「調整指数一覧表」

保育の代替手段（主たる1項目のみ適用）		備考
利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
認可保育所又は認定こども園からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。）	-1	
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りです。
きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で週4日以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	

世帯の状況		備考
保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクのタイプが「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクのタイプが「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	2	元のランクのタイプが「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	1	
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。（施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。）	3	元のランクのタイプが「親族の介護」のときのみ加点します。

就労状況等（父母共に該当する場合であっても2倍しません。）		備考
認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
単身赴任をしている場合。	2	
両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	

ひとり親世帯等		備考
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	

保育士等		備考
元のランクが「9 保育士等」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。

きょうだいの状況（いずれかひとつ）		備考
多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。	3	

IV 複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の利用調整の優先順位

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位（①～⑨の順） ①災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥就労（内定） ⑦就学等 ⑧出産 ⑨求職中
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

V 基準日

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

ただし、4月1日一次利用調整の場合については、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

VI 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について（平成31年2月7日付 厚生労働省保育課 事務連絡）」を踏まえ、利用申請で「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、利用調整の優先順位を下げる取扱い（Iランク、調整指数-10、類型間の優先順位⑨求職中）を導入しました。

※ 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合でも、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは利用内定となります。

※ 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択し、保留になった場合は、翌月以降の利用調整も優先順位を下げる取扱いとなります（令和6年3月まで）。取扱いを変更される場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を各月の利用申請締切日までに提出してください。また、利用申請後に保育を必要とする状況に変更があった場合等には、保育を必要とすることを証明する書類（P16～18）を再度提出していただく必要があります。

Ⅶ 利用調整の対象とならない場合について

次のいずれかに該当する場合は、利用調整の対象となりません。

- (1) 4月利用開始希望の一次利用調整ですでに内定した場合の二次申請（内定を辞退した場合も含む）
- (2) 4月利用開始の申請締切日以降、年度途中の利用申請により保育所等を利用開始した場合の4月利用申請
- (3) 連携施設等への進級ですでに内定しているにもかかわらず、保育所等の利用を希望する申請（内定を辞退した場合も含む）
- (4) 子どもの出生前に4月利用開始の申請をしたが、市で定める期日以降に出生した場合や出生後に「出生後届出書」の提出がなかった場合
- (5) 4月利用開始希望の一次利用調整において、利用調整結果通知の前に市外に転出した場合
- (6) 利用を希望する全ての保育所等において、当該保育所等で定められた受入れを可能とする月齢を満たしていない場合
- (7) その他福祉保健センター長が認める場合

※ (1)におけるきょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合や転居の場合（P20）のように、横浜市が別に認めている場合は、この限りではありません。

《令和5年4月利用申請に向けた主な基準改正及び運用の見直しについて》

○ 保護者が在園児以外の子の育児休業中に、地域型保育事業等を利用する児童が卒園を迎え、他の施設に進級する場合について

これまで、保護者が在園児以外の子の育児休業中に、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する児童が卒園を迎え、他の施設に進級する場合は、連携施設へ進級する場合のみ、育児休業中の利用継続が可能でした。令和5年4月利用申請からは、地域型保育事業等を利用する児童が、卒園後に他の施設に進級する際には、進級後の利用施設は限定せず、育児休業中の事由での利用が可能となりました。

1 対象となる条件

9月30日時点で横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等に在籍していて、翌年3月に卒園する児童が、4月利用申請をする場合（4月利用申請にて保留となった児童については、5月以降の利用申請においても申請が可能です。）

2 保育を必要とすることの証明書類

産育休に入る前の就労実績のわかる就労証明書

その他の提出書類は、通常の方と同様になりますので、P16～19を確認してください。

3 育児休業中に利用継続できる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

4 利用調整について

提出された就労証明書で審査します。

○ 保育士等の子どもの優先的取扱いについて

横浜市では、待機児童対策として保育施設・事業の整備を進めており、保育人材の確保が喫緊の課題となっています。

保育士等のお子さんが保育所等を利用できないことが、保育人材の確保を困難にしていると考えられることから、横浜市内在住で、横浜市内の保育所等で働く保育士のお子さんを対象にした優先的な取扱いを導入していますが、令和5年4月利用申請から、対象となる資格や施設・事業が拡充されます。提出書類については、P17を確認してください。

（追加される資格）

- ・看護師
- ・保健師
- ・助産師
- ・准看護師

（追加される施設・事業）

- ・企業主導型保育事業
- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園（幼稚園教諭も可）
- ・横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園（幼稚園教諭も可）
- ・乳幼児一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業

○ 地域療育センターを親子通園している場合の取扱いについて

横浜市では、第4期横浜市障害者プランにおいて、増加する軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児等に対し、保育所と地域療育センターの並行通園を前提とした集団療育、保育所での支援の充実を掲げています。一方で、地域療育センターの利用にあたって、保護者同伴による親子通園が週1日ある場合、保護者は就労日数が週4日以下になり、保育所等の利用調整の優先順位が下がることがあります。

保育所等に申請するお子さんやきょうだい児が地域療育センターを親子通園していることで、保護者の就労日数が減少している場合には、親子通園の利用実績についてもランク判定の際の就労日数及び時間に合算する取扱いを令和5年4月利用申請から導入します。提出書類については、P17を確認してください。

12 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他世帯の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

利用状況	提出先	申請締切
・利用中の方 ・利用が決まった方	保育所等のある区の 区役所こども家庭支援課	給付認定等の変更を必要とする 開始月の前月まで
・利用(転園含む)申請中の方 ・保留中の方	お住まいの区の 区役所こども家庭支援課	申請締切日(P12~14)まで

月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は、原則翌月1日からとなります。そのため、その月については変更前の認定区分、保育必要量、利用料が適用となります。

主な変更の内容	提出書類		
	認定変更 申請書	その他必要な書類	
横浜市外に転居する ※横浜市外に転居後も横浜市内の保育所等の利用を継続したい場合は、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。(P30(3))	-	認定取消申請書 ※保育所等を利用している場合には、 利用取消申請書も提出してください。	
横浜市内で転居した 世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等) 仕事をやめた(求職中になった)	○※	※給付認定保護者の変更を伴う場合は、認定変更申請書を用いて手続を行うことができません。給付認定保護者の変更を希望する場合は、P29の〈留意点〉をご覧ください。	
転職・就職・就労状況が変わった場合 (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)	○	就労証明書	
保育標準時間/保育短時間を変更したい	○	就労証明書 等	
妊娠した(出産事由に変更したい場合)/産前産後休業(出産事由の認定期間(P6の※1))に入る	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ ※横浜市の母子健康手帳はP4に分娩(出産)予定日欄があります。	
育児休業が終了し 仕事に復帰する	利用中の方・利用が決まった方	○	復職証明書
	転園申請中(保留含む)の方	○	就労証明書
	利用申請中(保留含む)の方	○	就労証明書
育児休業を取得した場合に、すでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき (次ページ下部コラム参照)	○	育児休業証明書 園長意見書	
当該児童以外について、取得中の育児休業期間を延長する	-	育児休業証明書	
お子さんが多子軽減の対象の施設・事業を利用するまたは利用をやめる ※対象の施設・事業はP32(4)を確認してください。	利用する	-	きょうだい児多子軽減届出書 (裏:在籍等証明書)
	利用をやめる	○	

主な変更の内容		提出書類	
		認定変更申請書	その他必要な書類
横浜市外に居住していた方で、その市区町村で課税された市民税額に変更があった (課税年度が変わった場合を含む)	利用中の方・利用が決まった方	○	
	利用(転園含む)申請中の方・保留中の方	○	当該市区町村が発行する住民税(非)課税証明書 ※例えば、令和5年1月1日に横浜市に住民登録がなく、利用開始希望月が令和5年4月～8月の方が、8月利用開始の利用調整で内定しなかった場合は、令和5年度住民税(非)課税証明書の提出が必要です。
同じ世帯の方が身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合 (在宅の方のみ)		○	手帳のコピー
利用申請の内容を変更したい (利用希望保育所等を追加したい等) (P15(2))	利用申請の必要なくなった または 利用希望保育所等を一部取り下げたい (P15(3)) 4月からの利用申請を取り下げる場合の締切日は、以下のとおりです。 一次申請：令和4年12月28日(水) 二次申請：令和5年2月22日(水)	-	利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書
保育所等の利用をやめる (P30(4))		-	利用取消申請書
給付認定の必要なくなった(市外転居等)		-	認定取消申請書
転園したい (P30(2))		-	新規に申請される方と同様です。
その他世帯の状況に変化があった		○	変更内容が分かる資料

<留意点> 給付認定保護者(P9参照)を変更する場合の手続について

給付認定保護者を変更する場合には、「認定変更申請書」ではなく、「給付認定保護者の変更に係る申請書」の提出が必要です。保護者の双方の同意が確認でき、世帯構成員の変更がない場合のみ申請が可能であり、保護者双方での窓口来庁による意思の確認のほか、委任状及び委任者の本人確認書類の提示が必要です。また、世帯変更を伴うなどのご家庭の状況によっては、現在の給付認定保護者が作成した「認定取消申請書」および、新たに給付認定保護者となる方が作成した「給付認定申請書」での手続きが必要となる場合があります。どの手続きを行う必要があるかご不明な場合は、P28の提出先となっている区の区役所こども家庭支援課までお問い合わせください。

<コラム> 保護者が育児休業を取得した場合における、保育所等の利用継続について

在園児以外の子(第2子等)の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の利用はできません。ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点から総合的に勘案したうえで、育児休業期間中において同一保育所等での利用継続を認めています。

- 1 保護者の諸事情による場合
母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、利用継続を認めることができる場合があります。
- 2 児童福祉の観点による場合
(1) 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている5歳児クラスの児童(いわゆる年長組)については、育児休業期間中の利用継続を認めます。(園長意見書の提出は不要です。)
(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において、育児休業期間中の利用継続を認めます。
- 3 育児休業中に利用継続できる期間
育児休業が終了する日が属する月の末日まで

13 利用開始後の手続きについて

(1) 現況届出書について

保育所等を利用している方は、保育の必要性が継続していることを、毎年、横浜市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがあります。現況届出書や就労証明書等、必要な書類を必ず提出してください。

詳細は令和5年4～6月ごろ、横浜市ウェブサイトにてお知らせします。

(2) 他の保育所等へ転園を希望する場合

お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請が必要です。申請に必要な書類や日程等は新規に申請する方と同様です（P12～21）。保育を必要とする状況を証明する書類については、申請時点の最新のものを新たに提出してください。

また、転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要です。

なお、令和5年度の利用申請は、令和6年3月まで有効のため、転園の希望がなくなった場合、申請の取下げが必要です。（P15(3)）

※育児休業中に転園申請される方へ

原則育児休業中の転園の申請はできません（復職時の申請を除く）ので、注意してください。育児休業中に保育所等の転園申請を行い、転園が内定した場合は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。

(3) 保育所等を利用中に横浜市外へ転出し、横浜市内の保育所等を利用継続する場合

事前に、利用している保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に相談してください。

その上で、「認定取消申請書」「利用取消申請書」を提出し、支給認定証（交付を受けていた場合に限る）を返却してください。

また、転出先の市区町村で給付認定を受け、横浜市の保育所等を利用継続するための手続きが必要になります。

(4) 保育所等を退園する場合

最終登園日が決まったら、利用している保育所等に連絡の上、退園する前日まで（必着）に「利用取消申請書」を保育所等のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。提出が遅れると、提出日までの利用料がかかります。

※【退園時の利用料日割り計算】

利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25

また、今後、給付認定が必要ない場合には、「認定取消申請書」も提出の上、支給認定証（交付を受けていた場合に限る）を返却してください。

14 利用者負担額等について

保育所等の利用料および副食費（おかず・おやつ代等）免除の対象は、お子さんの世帯の「市民税（所得割額・均等割額）に基づく負担区分」「きょうだい区分」「保育必要量」等により決定します。

認定区分	利用料※1	副食費※2	その他実費※2
2号認定 (3～5歳児クラス)	無料 (幼児教育・保育の無償化)	施設により異なります。 (横浜市が免除の対象を決定します) 「(2)副食費の免除の対象」を参照	施設により異なります。 例：遠足代 3～5歳児クラスの 主食費等
3号認定 (0～2歳児クラス)	0円～77,500円 地域型保育事業は0円～58,100円 「(1)利用料の決定方法」を参照	主食費・副食費とも利用料に含まれています。	

※1 詳細はP34の料金表「令和4年度横浜市子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）（月額）」を参照してください。

※2 3～5歳児クラスの主食費・副食費・その他実費負担については、各施設にお問い合わせください。

(1) 利用料の決定方法（3号認定（0歳児～2歳児クラス））

主に以下により決定します。

- ① 給付認定保護者とその配偶者（ひとり親の場合は父または母）の市民税（所得割額・均等割額）に基づく負担区分（A～D27） →詳細は（3）
- ② きょうだい区分（第1～3子） →詳細は（4）
- ③ 保育必要量（標準時間・短時間） →詳細はP10の（5）保育必要量について
- ④ その他世帯の状況（ひとり親世帯、障害者手帳等の交付を受けた方がいる世帯など） →詳細は（5）

(2) 副食費（おかず・おやつ代等）の免除の対象（2号認定（3歳児～5歳児クラス））

世帯の状況が以下のいずれかに該当する場合に免除の対象となります。

- ① 市民税所得割額57,700円以下の世帯（ひとり親世帯等※に限り77,100円以下の世帯）
→詳細は（3）※ひとり親世帯等については（3）および（5）
- ② きょうだい区分が第3子のお子さん →詳細は（4）
- ③ 生活保護世帯

(3) 利用料・副食費免除の決定に用いる「市民税所得割額」

給付認定保護者とその配偶者の市民税を合算し算定します※1。

市民税については、税額控除のうち住宅借入金等特別控除等※2の適用を受ける前の「市民税所得割額」を用います。そのため、実際にお支払いいただいている市民税（所得割額）と、利用料等の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

※1 給付認定保護者とその配偶者（ひとり親の場合は父または母）の市民税（所得割額・均等割額）が非課税の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）を算定対象に加えることがあります。

※2 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除

利用料および副食費免除の決定に用いる市民税額の計算式

$(\text{合計所得金額(総所得金額等)} - \text{所得控除}) \times \text{市民税率} 6\% - \text{調整控除額} - \text{所得割の調整措置の額}$

※ 平成30年度より政令指定都市の市民税率が6%から8%に変更されましたが、従来の税率（6%）を用いて計算します（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体も変更前の従来の税率により計算します）。

算定期間と対応する市民税

令和5年									令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和4年度」市民税 (令和3年1月1日～12月31日までの所得)					「令和5年度」市民税 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						

ご注意ください

- ・海外収入がある場合は、国内外の収入を合算のうえ利用料および副食費免除の対象を決定します。
- ・市民税が未申告の方や、確認するための挙証資料の提出がない場合の負担区分階層は、最高階層(D27)となります。
- ・年度の途中で3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定に変更となった場合でも、その年度末までは3号認定の利用料となります。
- ・途中で退園する場合は、在籍日数に応じた日割計算による利用料となります。
- ・延長保育料は利用料に含まれません。また、その他実費負担等がかかる場合があります。負担額等については、あらかじめ保育所等によく確認してください。
- ・世帯の負担能力に著しい変化が生じ利用料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場合には費用負担を軽減する制度があります。(育児休業や自己都合退職、転職等は軽減の対象にはなりません。)

(4) きょうだいがいる場合の利用料の軽減および副食費の免除(きょうだい区分/多子軽減)

要件を満たすきょうだいの人数に応じてきょうだい区分を決定します。きょうだい区分に応じて0～2歳児クラスの利用料^{※1}を軽減、または、3～5歳児クラスの副食費を免除^{※2}します。

※1 第2子の場合はP34の料金表の、きょうだい区分第2子の欄の金額が適用されます。きょうだい区分第3子は0円となります。

※2 きょうだい区分第3子は免除となります。

【要件を満たすきょうだいについて】

以下の【特定の施設・事業】を利用している小学校就学前のきょうだいがいる場合が対象です。対象となるきょうだいを、年齢が上の子どもから順に数え、きょうだい区分[※]を決定します。

※ 実際のきょうだいの数と異なる場合があります(例：小学1年生のきょうだいは数えません)。

※ きょうだい区分は「第1子～第3子」となり、対象のきょうだいが3人以上の場合は「第3子」となります。

特定の施設・事業	届出書の提出 ^{※1}
幼稚園 ^{※2} 、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業	必要

※1 施設・事業の種別により「きょうだい児多子軽減届出書(裏：在籍等証明書)」の届出書が必要です。また、きょうだいが保育所等以外の多子軽減の対象施設・事業を利用する(利用をやめる)、転出(転入)する等、状況に変更がある場合には、届出等が必要です。

※2 1号認定を取得しているお子さん(満3歳以上)が対象です。私学助成の幼稚園を利用中で「利用施設届出書」を提出していないお子さんは、「きょうだい児多子軽減届出書(裏：在籍等証明書)」の提出が必要です。

【多子軽減の拡充について】

市民税所得割額が57,700円以下（ひとり親世帯等の場合77,100円以下）の世帯^{※1}の場合は、要件によらず、保護者と同一生計の子等^{※2}を数えます。

※1 0～2歳児の場合、負担区分階層D4以下（ひとり親世帯等はE5階層以下）にあたります。

※2 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。（生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります）。

（5）ひとり親世帯や障害者手帳等の交付を受けた方がいる世帯（ひとり親世帯等[※]）

ひとり親世帯等に該当する場合、負担区分を「Cの場合→E0」、「D1～D5の場合→E1～E5」に変更し、利用料を軽減します。

（負担区分C～D5の方が対象となります（負担区分D6以上の場合、利用料の軽減はありません））

※ ひとり親世帯等とは

- ① 配偶者の無い者でお子さんを扶養する者の世帯（母子、父子世帯等）
- ② 身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）

（6）生活保護世帯に対する補足給付事業について

利用料や副食費以外の遠足代や制服代等、別途実費相当分については保護者が負担しますが、その費用のうちの一部を市が負担します。

施設・事業者が費用を徴収する際に本来徴収すべき額から、市が負担する額を差し引いた額を保護者に負担していただきます。施設・事業者によって費用のかかるものが異なりますので、詳しくは利用する施設・事業者にご相談してください。

（7）支払方法

利用する施設・事業により、支払先・支払方法が異なります。

施設・事業		支払先	支払方法
認可保育所	私立	横浜市	原則として口座振替
	公立	保育所のある市区町村	横浜市の保育所は原則として口座振替 （横浜市以外の保育所を利用される場合は、 当該市区町村へお問い合わせください。）
その他（小規模保育事業等）		施設・事業の設置者	各施設・事業が定める方法によりお支払ください。

※ 認可保育所を利用される方へ

- * 口座振替の申込みは、お子さんお1人につき申込書1枚を金融機関へ提出してください。登録が完了するまでは、横浜市からお送りする納付書により利用料をお支払いください。
- * 口座振替は、毎月28日に行います。（金融機関休業日の場合は翌営業日）
- * 支払方法にかかわらず、各月末の納期限までに利用料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- * 口座引き落としが残高不足等によりできなかった場合、翌月に督促状を送付します。督促状でお支払いください。

令和4年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

参考

(単位：円)



認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分	第1子※		第2子※		第1子※		第2子※		
	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分のカウント方法はP32（4）を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。
 ※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。
 ※政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）
 ※月の途中で利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。
 ※3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25
 ※E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

15 利用申請に関する Q & A

Q₁

空きのない保育所等も申請できますか？

在園児の退園等で空きが出た場合、受入可能数が変動する可能性があります。利用の希望があれば申請を行ってください。（申請締切日は、P12～14 を確認してください。）なお、利用が決まった場合に、必ず通うことができる範囲で保育所等を記入するようにしてください。

Q₂

複数の区の保育所等に利用申請をしたいのですが？

利用申請書には他の区の保育所等も含めて希望順位をつけて全て記入してください。なお、給付認定申請・利用申請はお住まいの区の区役所こども家庭支援課で受け付けます。

Q₃

第 10 希望まで利用申請をしましたが、どのように利用調整するのですか？
また、1つの保育所等だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

利用調整は保育所等ごとに行います。複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となります。そのため、利用申請書には、希望順位の高い順に、利用を希望する園を記入してください。調整の際、希望順位はランク判定等に影響しないため、第 1 希望の人や 1 つの保育所等のみの希望の人が有利になることはありません。

Q₄

利用希望施設・事業はたくさん記入したほうがいいのか？

より多くの施設・事業をご記入いただいた方が、入所の可能性は高まります（保留児童対策タスクフォースでの分析結果(P4)もご覧ください）。通勤等の手段や経路を工夫する、小規模保育事業等の地域型保育事業や認定こども園も見学に加えるなど、幅広い視点で希望する施設を探すことをおすすめします。

Q₅

基準日時点で仕事をしていて、保育所等を利用する時には出産を控えている場合や出産後間もない場合、ランクに影響しますか？

産前産後認定期間（P6 の※ 1）に利用を希望する場合、基準日が就労事由であっても、利用開始後に復職しないときは、産前産後ランクとなる場合があります。基準日時点と利用開始時点で世帯の状況が変わる場合は必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。

Q₆

（年度途中の利用希望の場合）6月からの仕事に内定し、7月からの利用を希望しています。ランクはどうなりますか？

利用調整におけるランク等の判定を行う基準日は、4月からの利用申請を除き、利用を希望する月の前々月の末日となります。7月利用希望の場合、基準日である5月末日には就労の実績がなかったこととなります。そのため、「内定」のランクとなります。なお、利用が決まっていない方は、就労を開始してから、実績が記入された就労証明書を追加で提出することで、利用調整のランク等が変更となる場合があります。

Q₇

育児短時間勤務をしています。ランクはどうなりますか？

育児短時間勤務により、勤務時間を短縮して働いている場合は、短縮前の時間（労働契約上の就労時間）によりランク判定を行います。就労日数を短縮していることによって、実績が減少している場合には、就労証明書にその旨を記載してもらってください。

なお、短縮した就労時間が月 64 時間に満たない場合、就労認定が出来ないため、求職中認定および H ランクとなります。

Q₈

認可保育所の一時保育事業と他施設を合わせて利用しています。調整指数付与の対象になりますか？

令和5年4月入所より、一時保育事業も、利用調整基準「利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で週4日以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）」の対象施設・事業となります。複数施設を利用している場合は、各施設の証明書類を提出してください（P17）。

Q₉

幼稚園の入園申込をしながら、保育所等を併願できますか？

幼稚園の入園申込みをしながら、保育所等を併願することは可能です。ただし、保育所等の申請状況によっては、申請を受け付けていない幼稚園もありますので、詳しくは希望する幼稚園にお問い合わせください。併願する場合、区役所に対して給付認定申請（法第19条2号認定）と保育所等の利用申請を行うとともに、幼稚園に申請を行っていただきます。必要な申請については、利用する幼稚園・預かり保育の利用希望によって異なりますので、詳しくは各利用案内をご確認ください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園へ必ず連絡してください。

なお、幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を継続する場合には、法第19条2号認定のまま幼稚園を利用することができます。（特例給付）

Q₁₀

副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？

新たな手続きは不要です。副食費の免除については利用料通知書によってお知らせします。

Q₁₁

欠席した場合、利用料は日割計算されますか？

欠席については、原則として理由・日数にかかわらず日割計算はされません。

Q₁₂

利用申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、利用調整の結果は保留となりますか？

「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、利用調整の優先順位は下がりますが、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは、利用内定となります。

Q₁₃

育児休業給付金の手続きについて教えてほしい。

育児休業給付金の手続きについては、勤務先の担当者またはハローワークにお問合せください。

<コラム> 保育所等を保留になった場合に、無償化対象施設・事業の利用を検討されている方へ
「無償化対象施設・事業の利用における給付認定の手続きについて」

無償化対象施設・事業（認可外保育施設等や、幼稚園等の預かり保育などをいう。以下「無償化対象施設」）を利用し、無償化の給付を受けるためには、保育所等の利用申請時の認定とは別の認定（法第30条の4 2号/3号認定）が必要です。手続きの詳細は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

16 給食について

(1) 認可保育所、認定こども園（保育利用）

3歳未満児は主食（ごはん・パン等）と副食（おかず・おやつ・牛乳等）の完全給食、3歳以上児も完全給食を実施していますが、副食給食のみを実施している保育所等もあります。

3歳以上児については、利用料以外に主食・副食代として実費負担が発生します。詳細は保育所等によって異なりますので、利用を希望する保育所等へお問い合わせください。

(2) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

基本的には施設内で給食を調理することになっています（一部、外部からの搬入も認めています）。家庭的保育事業は、お弁当を持参していただく場合もあります。

給食の実施については事前に施設・事業にご確認ください。

17 延長保育について

「保育短時間」認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（8時間）を超える時間帯、「保育標準時間」認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（11時間）を超える時間帯に保育を必要とする事由がある場合、「延長保育」が利用できます。利用料とは別に、延長保育料と間食（おやつ）代、夕食代が必要です。

(1) 事前申請

延長保育の利用を希望する方は、事前に各保育所等へお申し込みください。原則、月単位での利用申込みとなりますが、あらかじめ利用日数が10日以内であることがはっきりしている場合には、10日以内での事前登録も可能です。

利用にあたっては、各保育所等の承諾が必要です。

(2) 延長保育料、間食（おやつ）代、夕食代

延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。また、利用する時間帯により、間食（おやつ）、夕食を提供しますので、その場合は、間食（おやつ）代、夕食代を実費負担していただきます。

具体的な延長保育料、間食（おやつ）代、夕食代については、各保育所等にお問い合わせください。

(3) 利用にあたっての注意

延長保育実施のためにあらかじめ職員配置等の準備を行うことから、延長保育の利用にあたっては事前に申し込む必要があります。申請後実際に利用していなくても、1か月もしくは10日分の延長保育料および実費をご負担いただきます。

延長保育は、実施している保育所等と実施していない保育所等があります。また、申込方法や利用の可否、延長保育で対応できる開所の時間等、詳細は保育所等により異なります。そのため、各保育所等に事前にお問い合わせいただく等、状況を確認の上、利用申請をお願いします。

18 休日保育・休日の一時保育について

お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さんの保育ができないときは、保育所等でお子さんをお預かりする「休日保育」・「休日の一時保育」をご利用ください。年末年始に実施している施設もあります。

● ご利用いただける方

(1) 休日保育

法第19条における2号/3号の給付認定を受け、平日（月～土曜日）に、認可保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さん。

※ 平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。

(2) 休日の一時保育

ア～ウのいずれかに該当する休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さん。

ア 休日保育の対象となるお子さん以外で、お仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となるお子さん

イ 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さん

ウ 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さん

※ 休日保育の対象となるお子さんでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は、休日の一時保育の利用となります。

利用方法や実施施設等は「休日保育・休日の一時保育のご案内」や横浜市ウェブサイトをご覧ください。

【休日保育・休日の一時保育のご案内】で検索


<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/kyuujitsu.html>



19 横浜保育室について

「横浜保育室」は、横浜市が設けた基準（保育料、保育環境、保育時間等）を満たし、横浜市が独自に認定している認可外保育施設です。

※児童福祉法により定められた保育所（いわゆる認可保育所）ではありません。

保育環境	<p>ア 市内在住の2歳児以下のお子さんを助成対象とした施設です。 (年齢は令和5年4月1日時点) ※ 3歳児以上のお子さんの受入れを行っている施設もあります。 ※ 横浜保育室の卒園児が、認可保育所等に利用申請をした場合は、利用調整の際に優先順位を高く(1ランクアップ、調整指数+5)しています。</p> <p>イ 2歳児以下のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。</p> <p>ウ 全施設で給食を実施しています。</p>
基本保育時間	<p>平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後3時30分</p> <p>☆延長保育、休日保育を行っている施設もあります。 ☆日曜、祝日、休日、年末年始(12/29～1/3)以外は、原則開所しています。</p>
申込方法	<p><u>施設との直接契約</u>になります。契約内容、保育内容等を施設に確認の上、直接お申し込みください。</p> <p>※ <u>別途、利用開始前に教育・保育給付認定申請(P9～11)が必要です。</u> (3歳児でご利用を希望の場合は、施設等利用給付認定の申請が必要です。)</p> <p>※ 認可保育所等を利用されている方は、横浜保育室の利用開始日より前に区役所へ認可保育所等の退園手続きを行っていないと、<u>助成対象外となる場合があります。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><川崎市から転入する際の留意点> 川崎市から転入後も同じ横浜保育室の利用を継続する場合、改めて横浜市で教育・保育給付認定申請を行う必要があります。手続きしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。</p> </div>
保育料の助成対象条件	<p>横浜市在住で、認可保育所等の認定事由と同様です。 (詳細はP22、23を参照してください。)</p>
保育料 詳細は横浜市ウェブサイト をご確認ください。	<p>2歳児以下のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。</p> <p>※ 世帯の市民税額の合計に応じて保育料を最大58,100円まで段階的に軽減します。 ※ 横浜保育室、認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園等を利用する就学前のきょうだいがいる場合は、2人目の児童について2歳児以下は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が軽減されます。2歳児以下で3人以上の児童は、月極保育料が無料になります。 ※ 保育料以外の実費負担については、施設にご確認ください。</p>
その他	<p>「一時保育」を実施している施設もあります。 パート就労、病気、冠婚葬祭、その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。利用料金、利用条件、サービス内容は各施設により異なります。 ご不明な点は、各施設へ直接お問い合わせください。</p>
横浜市ウェブサイト	<p>【横浜保育室】で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/yokohamahoikushitsu.html</p> 

※ 横浜市民が川崎認定保育園を利用した場合の保育料の軽減助成について

横浜市と川崎市は、待機児童対策の促進を目的に「待機児童対策に関する連携協定」を締結しています。横浜保育室と川崎認定保育園の相互利用を進めるため、横浜市民が川崎認定保育園を利用した場合も、保育料軽減助成の対象としています。川崎認定保育園は、川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、市から運営費の助成を受けている保育施設です。

横浜保育室を利用している方または利用予約をしている方で、他の保育所等の利用が決まった方は、利用の取消について横浜保育室に速やかにご連絡ください。横浜保育室の利用をお待ちの方も多数いらっしゃいますので、ご協力をお願いいたします。

20 幼稚園・認定こども園での預かり保育

働きながら幼稚園・認定こども園（教育利用）に通わせたい、保育所以外にも預けられるところを探しているという保護者の方の要望に応え、正規の教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間中も在園児を受け入れる幼稚園・認定こども園が多くあります。

その中でも、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（以下、市型預かり保育）は、横浜市が定めた基準（実施日、時間、職員配置等）を満たす、横浜市内の幼稚園・認定こども園が実施しています。

詳しくは、各幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

●市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）について

（1）利用要件

市型預かり保育を実施する園に通い、横浜市から給付認定を受けたお子さんが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、利用することができます。

保護者の状況	利用期間
会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠中の体調不良、出産の準備及び出産後の休養が必要なとき	妊娠中から産後8週間まで
病気・けがや障害のため保育が必要なとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月 48 時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき(求職中)	3か月以内
大学や職業訓練校などに月 48 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで

※給付認定の理由が育児休業の場合は、利用することができません。

（2）開設日、時間等

月～金曜日まで預かり保育を実施する「平日型」と、平日に加え土曜日も預かり保育を実施する「通常型」があります。

	平日型	通常型
開設日、時間	月～金 7:30～18:30※	月～金 7:30～18:30※ 土 7:30～15:30
長期休業期間の実施	○	○
休園日	土曜、日曜、祝日、12/29～1/3 夏休み期間中に最大5日間休園	日曜、祝日、12/29～1/3

※一部の園では、18:30 以降も延長して預かり保育を行っています。

（3）利用料

3歳児から5歳児のお子さんと、満3歳児で市民税非課税世帯のお子さんの利用料は、幼児教育・保育の無償化により0円となります。

なお、満3歳児の市民税課税世帯のお子さんの預かり保育利用料は、無償化の対象外です。その場合の利用料は、月額上限 9,000 円です。詳細は、（4）の横浜市ウェブサイトをご確認ください。

（4）市型預かり保育の情報

認定している幼稚園・認定こども園の一覧や満3歳児の利用料金表等を掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/hojo/youchien-azukari.html>



（5）問い合わせ先

各幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

21 その他の保育サービス

内容		実施保育所／お問合せ先	利用方法
<p>一時保育 (月～土)</p> <p>月～土に認可保育所等(注)を利用していないお子さんの保護者が、パート勤務、病気、冠婚葬祭などの用事がある場合やリフレッシュしたいときなどに利用できます。</p> <p>注・・・認可保育所・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・横浜保育室</p>	<p>実施園は、横浜市ウェブサイトにてご確認くださいか、各区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。</p> <p>≪横浜市ウェブサイト≫</p> <p>【一時保育のご案内】で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/ichijiannai.html</p> 	<p>保育所に直接申込み</p> <p>※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</p>	
<p><利用限度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非定型的保育(就労等)・・・週3日または月120時間以内 ・緊急保育・・・1回に連続して14日以内 ・リフレッシュ保育・・・1回のお申し込みにつき1日以内 			
<p>24時間型 緊急一時保育</p>	<p>突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなったときに利用できます。</p>	<p>あおぞら保育園 (神奈川区) 045-488-5520 港南はるかぜ保育園 (港南区) 045-849-1877</p>	<p>保育所に直接申込み</p>
<p>病児保育</p>	<p>生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)までの病期中または病気回復期の児童を病初期の段階から医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</p>	<p>実施園は、横浜市ウェブサイトにてご確認くださいか、こども青少年局保育・教育運営課(045-671-3564)にお問い合わせください。</p> <p>≪横浜市ウェブサイト≫</p> <p>【横浜市 病児】又は【横浜市 病後児】で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/byogo/</p> 	<p>実施医療機関に直接申込み</p> <p>※実施医療機関に事前の利用登録が必要です。</p>
<p>病後児保育</p>	<p>生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)までの病気回復期の児童を保育所に併設した専用の病後児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</p>	<p>≪横浜市ウェブサイト≫</p> <p>【横浜市 病後児】又は【横浜市 病後児】で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/byogo/</p> 	<p>保育所に直接申込み</p> <p>※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</p>
<p>乳幼児一時預かり事業</p>	<p>急な仕事、きょうだい児の用事、リフレッシュなど、理由を問わずに一時的にお子さんを預けることができます。 (実施時間は施設ごとに異なります。)</p>	<p>実施園は、横浜市ウェブサイトもしくは一時預かりWEB予約システムにてご確認くださいか、各区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。</p> <p>≪横浜市ウェブサイト≫</p> <p>【乳幼児一時預かり事業】で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodate-shien/nyuyoji-ichiji/nyuyoji-ichiji.html</p>  <p>≪一時預かりWEB予約システム≫ https://ichiji-yoyaku.city.yokohama.lg.jp/ システムに関するお問合せは、直接施設にお願いします。</p> 	<p>WEB予約システムで面談登録後、施設に申込み</p> <p>※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</p>

22 市立保育所の民間移管について

市立保育所の利用を希望される方は、在園中に保育所の運営主体が、横浜市から社会福祉法人等に移管されることがありますので、あらかじめご了承ください。

現在、民間移管が予定されている園は、次のとおりです。

令和5年4月に移管される予定の園
向台保育園(保土ヶ谷区)、舞岡保育園(戸塚区)、上郷保育園(栄区)
令和6年4月に移管される予定の園
上大岡東保育園(港南区)、釜利谷保育園(金沢区)

民間移管って何？

横浜市立保育所の運営主体が、社会福祉法人等の民間法人に変わることを「民間移管」といいます。運営主体は変わりますが、児童福祉法に定める認可保育所であることは変わりません。平成16年度から市立保育所の民間移管を進め、これまでに63園を社会福祉法人に移管しました。

民間移管で何が変わるの？

① 多様な保育ニーズに対応します。

(一部の内容については、既に実施している市立保育所もあります。)

≪市立保育所と同じ≫

- 利用料(保育料)
- 基本的な保育内容
- 障害児保育

+

●開所時間の延長

平日:7時~20時

※19時以降も利用する場合は「夕食」が提供されます。

土曜:7時~18時30分

※土曜日も給食が提供されます。

●一時保育(利用児童以外の保護者が対象)

保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に利用できます。

●その他

利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。



② 園の職員がかわります。

移管後は、園長を含む職員(保育士等)は民間法人の職員にかわります。子どもたちに保育環境の変化による負担を与えないよう、移管前の1年間をかけて、保育内容や一人ひとりの特性を踏まえた関わりについて引き継いでいきます。

今後も市立保育所が民間移管される予定はあるの？

令和7年度以降に民間移管を実施する場合は、横浜市ウェブサイトにて公表していきます。

民間移管事業のことを詳しく知りたい方は

民間移管事業のあらましをまとめた「実施基準」、これまでの取組を検証した「検証結果報告書」、民間移管事業の「今後の事業計画」については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

≪横浜市ウェブサイト≫

【市立保育所の民間移管】で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikan/>



23 保育所等の利用申請に関する情報

ここ de サーチ（保育・教育施設検索サイト）

【ここ de サーチ】で検索

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

※ 各区役所こども家庭支援課でも、区内保育所等の施設一覧等を作成しています。

各区利用案内等や各区ウェブサイトをご確認ください。



利用案内・様式のダウンロードなど

《横浜市ウェブサイト》

【令和5年度 保育所 利用案内】で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/r5hoikuriyou.html>

※ 「医療的ケアが必要なお子様の保育所等の利用に関するご案内」はこちらに掲載しています。



保育所等の入所状況

《横浜市ウェブサイト》

【保育所等の入所状況】で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/nyusho-jokyo.html>

※ 4月一次申請に向けた入所状況は、各区の利用案内等でご確認ください。



新型コロナウイルス感染症の対応について

《横浜市ウェブサイト》

【保育所 新型コロナ】で検索

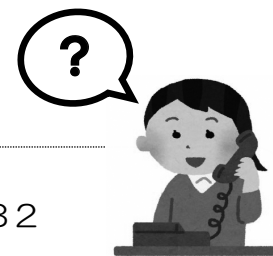
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/000000000.html>



Memo

24 お問い合わせ先

書類の書き方、受付の日程のお問合せは、専用ダイヤルへ



専用ダイヤル

電話：045-664-2607 FAX：045-840-1132

開設期間：令和5年1月24日（火）まで

（ただし、令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）は除く）

開設時間：午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む）

その他のお問合せは、各区役所子ども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX
鶴見	045-510-1816	045-510-1887
神奈川	045-411-7157	045-321-8820
西	045-320-8472	045-322-9875
中	045-224-8172	045-224-8159
南	045-341-1149	045-341-1145
港南	045-847-8498	045-842-0813
保土ヶ谷	045-334-6397	045-333-6309
旭	045-954-6173	045-951-4683
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7795	045-788-7794
港北	045-540-2280	045-540-2426
緑	045-930-2331	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2422
都筑	045-948-2463	045-948-2309
戸塚	045-866-8467	045-866-8473
栄	045-894-8463	045-894-8406
泉	045-800-2413	045-800-2513
瀬谷	045-367-5782	045-367-2943